

平成23年度
奈良県特別職報酬等審議会

【 第 3 回 】

平成24年2月22日（水）
奈良県婦人会館 中研修室（3）

《 目 次 》

<頁>

1 行政委員会の制度、報酬について ······	1~5
2 奈良県の行政委員報酬の状況について ······	6、7
3 行政委員報酬を巡る訴訟について ······	8~12
4 行政委員報酬見直しの全国の動向について ······	13~16
5 行政委員報酬のあり方に係る論点について ······	17
6 教育長の給与の状況等について ······	18

1 行政委員会の制度、報酬について

行政委員会とは

行政委員会とは、都道府県に設置が義務づけられている執行機関たる委員会又は委員（以下、「行政委員会」という。）である。

本県に設置されている行政委員会は次のとおり。

教育委員会
監査委員
収用委員会

選挙管理委員会
公安委員会
内水面漁場管理委員会

人事委員会
労働委員会

(地方自治法第138条の4及び第180条の5)

※ 各行政委員会委員に関する法規定の詳細については、P4～5参照

行政委員会の義務

行政委員会はそれぞれ独自の執行権限をもち、予算や法令等に基づく地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務を負う。

(地方自治法第138条の2)

行政委員会の権限

行政委員会は、法律の定めるところにより、法令等に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他規定を定めることはできる。

(地方自治法第138条の4第2項)

ただし、行政委員会は、予算の調製・執行、議案の提出等の権限は有していない。

(地方自治法第180条の6)

行政委員会の委員の報酬の根拠規定

○ 地方自治法第203条の2第2項

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員
その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員
その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立
会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職
員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。た
だし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならぬ。



ただし書の趣旨

○ 法改正当時の国会審議

- ・ 日給制度でなくてもよろしいという例外を法律の中に規定をいたしまして、それぞれの地方公共団体が自主的な判断を下されまして、条例をつく
った場合においては、その条例は法律の違反にならないというような例外
をここに設けた次第

〔第24回国会昭和31年5月21日参議院地方行政委員会
法案提出者一人である鈴木直人衆議院議員の答弁〕

- ・ 委員会の委員以外の非常勤の職員につきましては別といたしましても、執行機関である委員会の委員の手当につきましては、これは特例を開くこ
とが現実に即して妥当である

〔同国会同年同月29日同委員会
法案提出者一人である鈴木直人衆議院議員の答弁〕



日額か月額かの判断

○ 行政実例

- 報酬を日額をもって定めるか月額をもって定めるかは、その者の職務内容及び勤務内容及び勤務態様等を考慮して具体的実情に応じ自主的に判断すべきものである。

(昭和31年7月31日自丁公発第109号 公務員課長回答)

行政委員会委員に関する法規定

区分	人事委員会委員 (地方公務員法)	教育委員会委員 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	公安委員会委員 (警察法)	監査委員 (地方自治法)
定数	3人 (法9の2①)	6人 (法3)	3人 (法38②)	4人 (議員の中から選任される者1～2名) (法195②, 196①)
任期	4年 (補欠の委員は、前任の残任期間) (法9の2⑩)	4年 (補欠の委員は、前任者の残任期間) (法5①)	3年 (補欠の委員は、前任者の残任期間) (法40①)	4年 (知識経験者) (法197)
選任範囲	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務に理解があり、且つ人事行政に関する者 (法9の2②)	知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する者 (法4①)	県の議会の議員の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、財務管理・事業の経営管理の実績の公務員の前歴のない者 (法39①)	人格が高潔で、財務管理・事業の経営管理の実績の公務員の前歴のない者 (法196①)
任免方法	議会の同意を得て、知事が任命、罷免 (法9の2②, ⑤, ⑥)	議会の同意を得て、知事が任命、罷免 (法4①)	議会の同意を得て、知事が任命、罷免 (法39①, 41②)	議会の同意を得て、知事が任命、罷免 (法196①)
就職禁止	・法第16条第2号(懲罰の私に触れしものに該当する者)、第3号(當該地方法規を剥ぎとる者)、第5号(當該地方法規を剥ぎとる者)に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・政党排除(同一政党二人以上不可) ・法第5章(罰則規定)に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・政党排除(同一政党二人以上不可)	・破産者で復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・政党排除(同一政党二人以上不可)	・破産者で復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・政党排除(同一政党二人以上不可)	・知事又は副知事と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者 ・公職選挙法第11条第1項該当者 (法198の2, 201, 164①)
兼職禁止	・地方公共団体の議会の議員又は長 ・当該地方公共団体の地方公務員 (再任用職員を含む) (法9の2⑨)	・地方公共団体の議会の議員又は長 ・地方公共団体の執行機関としての委員会の委員又は委員 ・地方公共団体の常勤の職員 (再任用職員を含む) ・地方公共団体の非常勤の再任用職員 (法6)	・地方公共団体の議会の議員 ・地方公共団体の常勤の職員 (再任用職員を含む) ・地方公共団体の非常勤の再任用職員 (法42②)	・地方公共団体の常勤の職員 ※ (再任用職員を含む) ・地方公共団体の非常勤の再任用職員 ※ 「職員を有する」委員が2名の場合、1名は県職員でなかつた者 ・衆議院議員又は参議院議員 ・検察官、警察官、収税官吏、公安委員会委員 (法196②③, 201, 141①, 166①)
失職	法第16条第2号、第4号又は第5号に該当するに至ったとき (法9の2⑧)	・破産者該当 ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・知事の被選挙権を有しなくなった者 (法9)	・破産者該当 ・県の議会の議員の被選挙権を有しなくなつた者 (法41①)	・知事又は副知事と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係が生じたとき ・公職選挙法第11条第1項に該当するに至つたとき (法198の2②, 201, 164②)
罷免事由	・政党所属関係に異動のある者 ・心身の故障のため職務の遂行が堪えない ・心身の故障のため職務の遂行が堪えないと認められる場合又は職務上の義務違反等、委員として適格でない非行があると認められる場合 (議会の常任委員又は特別委員の公聴会の開催必要) (法9の2⑤, ⑥)	・政党所属関係に異動のある者 ・心身の故障のため職務の遂行が堪えない ・心身の故障のため職務の遂行が堪えないと認められる場合又は職務上の義務違反等、委員として適格でない非行があると認められる場合 (法7②, ③, ④, ①)	・心身の故障のため職務の遂行に堪えない ・心身の故障のため職務の遂行が堪えないと認めるとして適格でない非行があると認められる場合 (法41③, ⑤, ②)	・心身の故障のため職務の遂行に堪えない ・心身の故障のため職務の遂行が堪えないと認めるとして適格でない非行があると認めるとして適格でない非行があると認められる場合 (議会の常任委員又は特別委員の公聴会の開催必要) (法197の2①)

行政委員会委員に関する法規定

種別 区分	選舉管理委員会委員 (地方自治法)	収用委員会委員 (土地収用法)	労働委員会委員 (労働組合法)	内水面漁場管理委員会委員 (地方自治法、漁業法)
定 数	4 人 (同数の補充員要) (法 180②)	委員7人 (予備委員 2人) (法52①, ②)	使用者委員・労働者委員・公益委員 各5人 (法19の12 政令25の2)	10 人 (法13③)
任 期	4 年 (補欠の委員は、前任者の残任期間) (法183①, ②)	3 年 (補欠の委員は、前任者の残任期間) (法53①, ②, ③)	2 年 (補欠の委員は、前任者の残任期間) (法19の5)	4 年 (補欠の委員は、前任者の残任期間) (法98①, ③, 132)
選任範囲	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関する者と知り、公正な識見を有する者	法律、経済又は行政に関する知識と公正な判断をすることができる者	使用者委員は使用者団体の推薦 ・労働者委員は労働組合の推薦 ・公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意 (法19の12③)	県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者 ・当該内水面において水産動植物の採捕をする者 ・学識経験がある者 (法131②)
任免方法	県の議会において選挙 (指名推薦可) (法182①)	議会の同意を得て、知事が任命 ・委員会の議決を得て、知事が罷免 (法52③, 55①, ②)	推薦に基づき、或いは同意を経て知事が任命 ・委員会の同意を得て、知事が罷免 (法19の12③)、政令21 (法19の12④, 19の7②)	知事が選任 (法131①)
就職禁止	選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し、刑に処せられた者 ・政党排除 (同一政党二人以上不可)	破産者で復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでその執行を受けることがなくなるまでの者 (法54)	懲役又は禁錮以上上の刑に処せられてそのまま執行を終わるまでの者 ・政党排除 (同一政党二人以上不可) (法19の4, 19の12④, 19の3⑤)	
兼職禁止	地方公共団体の議員又は長 ・衆議院議員又は参議院議員 ・検察官、警察官、收税官吏、公安委員会委員 (法182⑦, 193, 141①, 166①)	地方公共団体の議員又は長 ・地方公共団体の常勤の職員 (再任用職員を含む) ・地方公共団体の非常勤の再任用職員 (法12④)		都道府県の議会の議員 (法95)
失 職	選挙権を有しなくなつたとき ・選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたとき ・兼業禁止 (法180の5⑥) に規定する者に該当するとき (法184①)	破産者で復権を得ない者 ・禁錮以上またはその執行を終わるまでの者 (法55③, 54)	懲役又は禁錮以上上の刑に処せられた者 ・政党排除 (同一政党二人以上不可) (法19の4, 19の12④, 19の7)	兼業禁止 (法180の5⑥) に規定する者に該当するとき (法19の4, 19の12④, 19の7)
罷免事由	心身の故障のため職務の遂行に堪えない ・認めるとき ・職務上の義務違反等委員として適しない ・非行があると認められるととき (法184の2①)	収用委員会の議決により、心身の故障のため職務の執行ができないと認めめたとき ・収用委員会の議決により、職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認められたとき (法55①, ②)	心身の故障の為、職務の執行ができないと認めめたとき、又は職務違反等委員として適格でない非行があると認めめたとき ・収用委員会の議決により、職務上の義務違反その他の委員たるに適しない非行があると認められたとき (法19の12④, 法19の7②)	注：兼業禁止 (法180の5⑥) の認定は委員会が行う (法97の2①)

2 奈良県の行政委員報酬の状況について

○ 支給額（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例）

(単位:円)

常勤監査委員		月額	550,000
教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 公安委員会 労働委員会 収用委員会	委員長	月額	210,100
	委員	月額	192,300
労働委員会	公益委員	月額	200,100
監査委員	議会議員	月額	109,000
	委員	月額	210,100
内水面漁場管理委員会		日額	13,720
選挙管理委員会	臨時補充員	日額	11,840

(平成23年12月改定)

○ 支給形態とその理由

月額制	・ 教育委員	選挙管理委員	人事委員	監査委員
	・ 公安委員	・ 労働委員	・ 収用委員	

- ・ 自らの判断と責任において、その与えられた事務を誠実に管理し執行する義務を負う立場にあるため
- ・ その任用に当たって、公平性や中立性確保のため、義務を負わされ、制約を課される者もあるため
- ・ 委員会における討議、意見交換や決議等のために相応の準備が必要であるため

○ 報酬額の改定について

報酬額の改定は、議員及び知事等の改定（特別職報酬等審議会の答申に基づいて改定）に準じて行っている。

特別職の報酬等改定経過 【平成18年度以降】

			H18.4～	H21.12～	H22.12～	H23.12～
議長	月額	972,000	969,000	968,000	965,000	
副議長	月額	850,000	847,000	846,000	843,000	
議員	月額	784,000	781,000	780,000	778,000	
知事	月額	1,224,000	1,220,000	1,218,000	1,214,000	
副知事	月額	954,000	951,000	950,000	947,000	
常勤監査委員	月額	555,000	553,000	552,000	550,000	
教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 公安委員会 労働委員会 収用委員会	委員長	月額	212,000	211,000	210,700	210,100
	委員	月額	194,000	193,000	192,800	192,300
労働委員会	公益委員	月額	202,000	201,000	200,700	200,100
監査委員	議會議員	月額	109,900	109,500	109,300	109,000
	委員	月額	212,000	211,000	210,700	210,100
内水面漁場管理委員会	日額	13,830	13,780	13,760	13,720	
選挙管理委員会	臨時補充員	日額	11,930	11,890	11,870	11,840

3 行政委員報酬を巡る訴訟について

○行政委員会の委員の報酬に関する訴訟の全国状況

[地裁判決日順]

平成24年1月20日現在

団体	内容	裁判所	判決日	判決内容
滋賀県	公金支出差し止め	大津地裁	21.1.22	原告請求認容
		大阪高裁	22.4.27	原判決一部取消
		最高裁	23.12.15	原判決被告敗訴部分取消
兵庫県	公金支出差し止め 損害賠償、 不当利得返還	神戸地裁	22.4.27	原告請求棄却
		大阪高裁	22.11.4	原告請求棄却
姫路市	公金支出差し止め 不当利得返還	神戸地裁	22.7.6	原告請求棄却
		大阪高裁	23.3.29	原告請求棄却
愛知県	公金支出差し止め	名古屋地裁	22.7.15	原告請求棄却
		名古屋高裁	23.2.10	原告請求棄却
川崎市	公金支出差し止め	横浜地裁	22.8.4	原告請求棄却
		東京高裁	22.12.22	原告請求棄却
東京都	公金支出差し止め	東京地裁	22.9.30	原告請求棄却
		東京高裁	23.3.2	原告請求棄却
神戸市	損害賠償 不当利得返還	神戸地裁	22.12.7	原告請求棄却
		大阪高裁	23.7.27	原告請求棄却
栃木県	公金支出差し止め	宇都宮地裁	22.12.16	原告請求棄却
		東京高裁	23.10.12	原告請求棄却
京都市	不当利得返還	京都地裁	22.12.21	原告請求棄却
		大阪高裁	23.5.24	原告請求棄却
徳島県	公金支出差し止め 損害賠償	徳島地裁	23.3.18	原告請求棄却
		高松高裁	23.11.23	原告請求棄却
奈良県	公金支出差し止め	奈良地裁	23.6.16	原告請求棄却
		大阪高裁	24.1.20	原告請求棄却
仙台市	公金支出差し止め	仙台地裁	23.9.15	原告請求認容 (一部棄却)
鹿児島県	公金支出差し止め	鹿児島地裁	24.1.18	原告請求棄却

本県勝訴 奈良地方裁判所の判決（H23.6.16）について

1 提訴年月日 平成21年7月6日 奈良地方裁判所

2 当事者 原告(本県住民4名)

被告 奈良県知事 荒井 正吾

3 請求(原告主張)の趣旨

<1> 奈良県労働委員会の委員、奈良県収用委員会の委員、奈良県選挙管理委員会の委員(補充委員を除く)、奈良県教育委員会の委員(教育長たる委員を除く)に対する月額での報酬の支出の差し止め。

<2> 費用は被告の負担とする。

【主張の概要】

① 地方自治法第203条の2第2項本文は、この原則を明らかにする趣旨。ただし書は、非常勤の職員には、勤務実態が常勤職員とほとんど同様で、報酬も月額あるいは年額をもって支給することがより適当なものもあり、常に日額報酬制を貫くことが困難な場合を考えられるので、ただし書を設けて条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるとする趣旨と解すべき。

② 非常勤職員に対する報酬は、常勤職員に対する給料と異なり、生活給たる意味は全く有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみをもち、勤務量、すなわち勤務日数に応じて支給されるべきもの。

各委員に月額報酬を支給するとした条例は、勤務実態を前提とする限り、地方自治法第203条の2第2項の趣旨に反するものとして、その効力を有しない。

4 県(被告)の主張

【主張の概要】

① 本件委員に対し、「委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例」に基づいて、適正に報酬を支給しているものであり、従来を含めて各支給に違法性はなく、原告らの主張は誤りである。

② 本件条例は奈良県議会において適法に成立したものであり、勤務条件に関する内容を定めた本件条例については、議会に広汎な立法裁量権が付与されていることはいうまでもない。

ただし書が適用される場合について、原告ら所論の限定解釈を探らねばならない理由はなく、本件規定のただし書は、本件委員らの給与の支給に関する定めに関し、条例によりどのような内容とするのかについて、法律は地方公共団体の条例制定権に対し限界を設けておらず、むしろ地方公共団体の自律的な判断に委ねる趣旨である。

5 判 決

【主文】

- ①原告の請求を棄却する
- ②費用は原告の負担とする

【判決の概要】

- ① 法ただし書の趣旨は、非常勤職員の中には、当該職務の内容及び性質、責務の程度等により、その報酬についても月額又は年額をもって支給することがより適当であるものが少なからず存在
 - ・ 当該職務に適した有為の人材を確保すべき必要性があることを考慮
 - ・ 地方公共団体に一定の裁量を付与したものと解するのが相当。条例制定権を持つ議会の広範な裁量に委ねられているものと解するのが相当
 - ・ 議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱したものであると認められるのは、明らかに日額制以外の方法による報酬支給が不相当である場合に限られるというべきである。
- ② 本件各委員は、普通地方公共団体の行政委員として広範かつ重大な職責を担い、日常的に、直接ないし間接に職務執行のために必要な作業ないし研さんに努める必要があるほか、公平性あるいは中立性を維持すべき観点から、在職中及び退職後を通じて守秘義務を課せられ、さらに、任期中に一定の活動の制限や服務上の義務を課せられる場合もある
 - ・ 本件各委員に対する報酬について、報酬の対価としての勤務の量を出勤した日数のみによって算定することは相当でない
 - ・ 当該職務に適した有為の人材を確保すべき必要性を考慮し、非常勤とはいえ、その報酬を勤務日数に応じて支給するものとはせず、それぞれの重大な職責に対する対価を支給する必要があるとして、月額報酬制を採用することには十分な合理性がある
 - ・ 職務に係る申立て等の件数や旅行同兼旅行命令簿等の記載のみをもって議会の裁量の逸脱を基礎づけようとする原告らの主張は理由がない

本県勝訴 大阪高等裁判所の判決（H24.1.20）について

1 控訴年月日 平成23年6月30日 大阪高等裁判所

2 当事者 控訴人(本県住民3名)

被控訴人 奈良県知事 荒井正吾

3 判決

【主文】

- ① 本件各控訴をいずれも棄却する
- ② 控訴費用は控訴人の負担とする

【判決の概要】

- ① 法203条の2第2項ただし書は、普通地方公共団体が条例で日額報酬制以外の報酬制度を定めることができる場合の実体的な要件について何ら規定していない。
- ② 報酬制度の決定は、職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情について最もよく知りうる立場にある議会において決定することとし、政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当。
- ③ 本件各委員会が、独立して職権を行使することとされている趣旨は、政治的中立性の確保、専門的判断、関係者間の利害調整、準司法的作用にあると解する。その管理執行を行う各委員には中立性、公平性、専門性といった資質が要求されるものであり、このような重責を担うにふさわしい人材を確保するという観点を加味することが直ちに不合理とはいえない。
- ④ 本件各委員の職務の性質、内容からすれば、事前の検討や調査が当然必要になると解される上、本件各委員会が執行機関である以上、事務局からの決裁、報告、相談への対応等のための出勤時以外にも相応の実質的勤務が必要。さらに、専門性を要求される職責を全うするためにも、日頃から準備、調査、研究、情報収集等を行う必要がある。
- ⑤ 本件各委員の勤務の負担の程度を出勤日数のみで評価できないというべきであり、出勤時以外の上記負担を考慮することが不合理であるといえない。
- ⑥ 以上のほか、本件に表れた一切の事情を考慮すると、本件規定は、法第203条の2第2項の趣旨に照らし合理性を欠いているものとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超える又は乱用するものともいえないから、同項に違反して無効であるとはいえない。

滋賀県における行政委員報酬に関する最高裁判決(H23.12.15)について

事件番号	平成22年(行ツ)第300号、第301号(行ヒ)第308号	
事案の概要	滋賀県の労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会(以下「本件委員会」という)の各委員に月額報酬を支給することを定める条例の規定が地方自治法第203条の2第2項に反する違法、無効なものであるとして公金支出の差止めを求めた。	
原判決 第1審	本件委員会の委員に対する月額報酬の支払の差止めを命ずる。 [H21.1.22 大津地裁…平成19年(行ウ)第10号]	
	本件委員会の委員(選挙管理委員会の委員長を除く)に対する月額報酬の支払の差止めを命ずる。ただし、選挙管理委員会の委員長には月額報酬の支払を認める。 [H22.4.27 大阪高裁…平成21年(行ウ)第40号]	
最高裁判決 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・原判決の1審被告敗訴部分の取り消し ・労働委員会、収用委員会の各委員に関する訴えは却下 ・その余の原告の訴えを棄却 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・法203条の2第2項ただし書は、普通地方公共団体が条例で日額報酬制以外の報酬制度を定めることができる場合の実体的な要件について何ら規定していない。 ・法第203条の2第2項は、報酬の支払方法及び金額等に関しては、職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情について最もよく知りうる立場にある議会において決定することとし、議会の政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当。 	
判決理由	<ul style="list-style-type: none"> ・職務の性質、内容、職責等については、本件委員会は執行機関であり、その事務について最終的に責任を負う立場にある。委員についても業務に耐えうる一定水準の適正を備えた人材の確保が必要であり、報酬制度の内容いかんによってはその確保に相応の困難が生ずる事情も否定しがたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務の態様、負担等については、広範で多岐にわたる一連の業務について執行権者として決定をするための決裁文書や資料の検討、争訟案件に係る書類や資料の検討、準備、事務局との打合せなど登庁日以外にも相応の実質的な勤務が必要となる。よって形式的な登庁日数のみをもって、勤務の実質が評価し尽くされるとは言えず、国の非常勤職員の報酬との実質的な権衡の評価が可能となるとも言えない。 ・争訟の裁定業務について、一時的に申立て等が少なくとも、恒常に相当数の申立てを迅速かつ適正に処理できる態勢を整備しておく必要のあることも否定しがたい。 ・以上の諸般の事情を総合考慮すれば、本件規定は、法第203条の2第2項の趣旨に照らし特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超える又はこれを濫用するものとはいえないから、同項に違反し違法、無効であるということはできない。 ・労働委員会、収用委員会の各委員はH23.4.1から日額報酬となっていることから訴えは不適法。 	
<p>(補足意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の裁量権は無限定ではなく合理的限界が存するのは当然。「多くの地方公共団体が財政的困難に直面しており、より適正、公正、透明で説明可能な行政運営が求められる社会状況」との原判決の状況認識・指摘自体は妥当。<u>社会状況の変化等に鑑みると、法の趣旨に則った適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的な内容となるよう、適切かつ柔軟に対応することが望まれる。</u> 		

4 行政委員報酬見直しの全国の動向について

支給形態の見直しの契機

(1) 月額による報酬の支給が違法と判断されたもの

- 滋賀県における判決
 - ・ 平成21年1月22日 大津地裁判決
 - ・ 平成22年4月27日 大阪高裁判決

【概要】

① 地方自治法第203条の2第2項ただし書の趣旨

- ・ 原則的には本件ただし書によって、月額報酬制を採用するため条例で特別の定めをするかどうかは議会の裁量にゆだねられているが、その判断にあたっては、法の趣旨目的を踏まえて、対象となる非常勤の委員の職務内容や勤務形態など具体的な事情を考慮し、判断すべき
- ・ 月額報酬制を半世紀以上継続しているが、現時点において財政的困難に直面していることや説明可能な行政活動が求められるようになったことなど社会情勢の大きな変化から、月額報酬制を採用するという議会の判断が裁量の範囲を逸脱して違法でないかを判断すべき

② 月額報酬制の違法性

- ・ 選挙管理委員会の委員長を除く選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会の委員については、勤務の実情を検討したところ月額報酬制を採用することは法に矛盾抵触し、著しく妥当性を欠く状態になっている

各委員の月あたりの勤務日

選挙管理委員会の委員長 4.70日／月

労働委員会会长 2.88日／月、同委員 2.17日／月

収用委員会会长 2.22日／月、同委員 2.09日／月

※ 平成23年12月15日 最高裁判決

- ・ 月額報酬制の違法性は否定
- ・ 補足理由において原判決の状況認識・指摘については妥当であるとして、「社会状況の変化等に鑑みると、法の趣旨に則った適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的な内容となるよう、適切かつ柔軟に対応することが望まれる」としている。

(2) 全国知事会の報告

- 行政改革プロジェクトチームによる都道府県行政改革白書（平成22年12月22日）
 - ・委員の報酬のあるべき姿、見直し基準や考え方について報告

【一部抜粋】

3 改革の方向性

行政委員の報酬については、地方自治法第203条の2第2項「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りではない。」の趣旨を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

ただし、全国調査の結果、現段階では見直しを実施した都道府県はまだ少数で、地方自治法の規定についての捉え方も各県により様々であること、また、司法判断を踏まえて見直す予定としている団体があること等から、全国一律の基準をもって見直すことは困難である。

今後、既に見直しを実施した団体の見直し結果の内容、手法などを参考に、司法判断の状況等を踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、各都道府県が自主的に見直しを進めて行くこととする。

(3) 他府県の見直しの状況

- 日額報酬制、又は月額・日額報酬併用制への見直し団体
 - 平成21年4月1日以降、32団体（予定の2団体を含む）
- 各団体により、見直しを行った委員会や委員の範囲が異なる

平成21年4月以降の見直し実施団体数

委員会名	委員長 会長			委員			委員 (議会委員)		
	日額制	併用制	合計	日額制	併用制	合計	日額制	併用制	合計
教育委員会	9	8	17	10	8	18	-	-	-
公安委員会	5	8	13	6	8	14	-	-	-
選挙管理委員会	16	10	26	17	10	27	-	-	-
監査委員	-	-	-	5	9	14	7	9	16
人事委員会	9	9	18	10	9	19	-	-	-
労働委員会	15	10	25	15	10	25	-	-	-
収用委員会	23	9	32	23	9	32	-	-	-

※ 平成24年4月の見直し予定 2団体を含む

主な行政委員会の委員の報酬の全国状況(平成24年2月時点)

【区分】○:月額制、●:日額制、◎:月額と日額の併用制、▲:委員長は月額制、委員は日額制

都道府県名	教育委員会						選挙管理委員会						人事委員会						監査委員						
	委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員長		委員		委員		委員		
	適用年月日	区分	月額	日額	適用年月日	区分	月額	日額	適用年月日	区分	月額	日額	適用年月日	区分	月額	日額	適用年月日	区分	月額	日額	適用年月日	区分	月額	日額	
1 北海道	H23.4.1	○	334,700		291,000		H21.4.1	○	325,000		240,000		H21.4.1	○	334,700		291,000		H23.4.1	○	-		140,000		
2 青森県	H22.4.1	◎	98,000	20,000	89,000	18,000	H22.4.1	◎	96,000	20,000	84,000	18,000	H22.4.1	◎	98,000	20,000	89,000	18,000	H22.4.1	◎	89,000	18,000	50,000	18,000	
3 岩手県	H18.4.1	○	189,000		171,000		H18.4.1	○	189,000		171,000		H18.4.1	○	189,000		171,000		H18.4.1	○	227,000		96,000		
4 宮城県	H18.4.1	○	241,000		202,000		H18.4.1	○	241,000		202,000		H18.4.1	○	241,000		202,000		H18.4.1	○	395,000		141,000		
5 秋田県	H22.11.1	○	185,000		172,000		H22.11.1	◎	70,000	20,000	57,000	20,000	H22.11.1	◎	70,000	20,000	57,000	20,000	H22.11.1	◎	常勤のみ		37,000	20,000	
6 山形県	H23.4.1	▲	192,000		25,900	H23.4.1	●		28,800		25,900	H23.4.1	▲	192,000				25,900	H23.4.1	●		25,900		25,900	
7 福島県	H7.10.1	○	241,000		210,000		H7.10.1	○	241,000		210,000		H7.10.1	○	241,000		210,000		H7.10.1	○	400,000		137,000		
8 茨城県	H7.4.1	○	232,000		213,000		H7.4.1	○	218,000		198,000		H7.4.1	○	232,000		213,000		H7.4.1	○	235,000		133,000		
9 栃木県	H20.1.1	○	194,000		177,000		H20.1.1	○	194,000		177,000		H20.1.1	○	194,000		177,000		H20.1.1	○	194,000		116,000		
10 群馬県	H22.4.1	○	198,000		173,000		H22.4.1	○	198,000		173,000		H22.4.1	○	198,000		173,000		H22.4.1	○	342,000		138,000		
11 埼玉県	H18.4.1	○	249,000		215,000		H18.4.1	○	249,000		215,000		H18.4.1	○	249,000		215,000		H18.4.1	○	249,000		88,700		
12 千葉県	H5.10.1	○	263,000		240,000		H5.10.1	○	240,000		203,000		H5.10.1	○	263,000		240,000		H5.10.1	○	282,000		140,000		
13 東京都	H23.4.1	○	530,000		433,000		H23.4.1	○	528,000		432,000		H23.4.1	○	528,000		432,000		H23.4.1	○	432,000		239,000		
14 神奈川県	H22.4.1	●		41,400		37,600	H22.4.1	●		41,400		37,600	H22.4.1	●		41,400		37,600	H22.4.1	▲	600,000		37,600		
15 新潟県	H18.4.1	○	221,000		202,000		H18.4.1	○	221,000		202,000		H18.4.1	○	221,000		202,000		H18.4.1	○	671,000以内		181,000		
16 富山県	H23.4.1	●		29,000		26,000	H23.4.1	●		29,000		24,000	H23.4.1	●		29,000		26,000	H6.1.1	○	220,000		120,000		
17 石川県	H6.7.1	○	200,000		170,000		H6.7.1	○	170,000		150,000		H6.7.1	○	200,000		170,000		H6.7.1	○	240,000		120,000		
18 福井県	H6.1.1	○	170,000		160,000		H6.1.1	○	150,000		140,000		H6.1.1	○	170,000		160,000		H6.1.1	○	320,000		120,000		
19 山梨県	H23.4.1	●		35,000		31,500	H23.4.1	●		35,000		31,500	H23.4.1	●		35,000		31,500	H23.4.1	●		31,500		31,500	
20 長野県	H20.4.1	○	282,000		197,000		H20.4.1	○	191,000		151,000		H20.4.1	○	227,000		197,000		H20.4.1	○	245,000		114,000		
21 岐阜県	H23.4.1	●		38,100		32,900	H23.4.1	●		38,100		32,900	H23.4.1	●		38,100		32,900	H23.4.1	○	235,000		155,000		
22 静岡県	H23.12.1	●		38,600		35,100	H23.12.1	●		38,600		35,100	H23.12.1	●		38,600		35,100	H23.12.1	●	常勤のみ		35,100		
23 愛知県	H23.8.1	◎	180,000	26,000	160,000	24,000	H23.8.1	◎	180,000	26,000	160,000	24,000	H23.8.1	◎	180,000	26,000	160,000	24,000	H23.8.1	◎	250,000	24,000	83,000	24,000	
24 三重県	H23.4.1	◎	76,000	21,000	65,000	21,000	H23.4.1	◎	65,000	21,000	57,000	21,000	H23.4.1	◎	65,000	21,000	57,000	21,000	H23.4.1	◎	76,000	21,000	57,000	21,000	
25 滋賀県	H23.4.1	○	199,000		178,000		H23.4.1	○	199,000		178,000		H23.4.1	○	199,000		178,000		H23.4.1	○	233,000		110,000		
26 京都府	H18.4.1	○	306,900		279,000		H18.4.1	▲	279,000				29,500	H18.4.1	○	279,000		269,700	H18.4.1	○	269,700		102,300		
27 大阪府	H4.4.1	○	365,000		310,000		H4.4.1	○	365,000		290,000		H4.4.1	○	365,000		310,000		H4.4.1	○	425,000		230,000		
28 兵庫県	H4.5.1	○	330,000		290,000		H4.5.1	○	330,000		290,000		H4.5.1	○	常勤		290,000		H4.5.1	○	290,000		110,000		
29 奈良県	H23.12.1	○	210,100		192,300		H23.12.1	○	210,100		192,300		H23.12.1	○	210,100		192,300		H23.12.1	○	210,100		109,000		
30 和歌山県	H18.7.1	○	234,000		173,000		H18.7.1	○	192,000		169,000		H18.7.1	○	192,000		169,000		H18.7.1	○	169,000		117,000		
31 熊取県	H24.1.1	○	190,000		155,000		H24.1.1	●		25,800		21,900	H24.1.1	○	190,000		155,000		H24.1.1	○	227,000		88,000		
32 島根県	H23.4.1	○	225,000		185,000		H23.4.1	●		38,400		32,000	H23.4.1	○	225,000		185,000		H23.4.1	○	270,000		105,000		
33 岡山県	H23.4.1	◎	45,000	35,000	35,000	30,000	H23.4.1	◎	45,000	35,000	35,000	30,000	H23.4.1	◎	45,000	35,000	35,000	30,000	H23.4.1	◎	45,000	35,000	20,000	30,000	
34 広島県	H23.4.1	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	H23.4.1	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	H23.4.1	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	H23.4.1	◎	143,000	22,200	106,000	22,200	
35 山口県	H23.4.1	●		33,000		27,000	H23.4.1	●		33,000		27,000	H23.4.1	●		33,000		27,000	H23.4.1	●		27,000		27,000	
36 徳島県	H23.8.1	●		28,600		27,100	H23.8.1	●		28,600		27,100	H23.8.1	●		28,600		27,100	H23.8.1	●		28,600		27,100	
37 川崎県	H23.8.1	○	191,000		180,000		H23.8.1	◎	41,000	30,000	38,000	28,000	H23.8.1	○	191,000		180,000		H23.8.1	○	338,000		107,000		
38 愛媛県	H22.11.1	●		30,000		27,000	H22.11.1	●		30,000		27,000	H22.11.1	●		30,000		27,000	H22.11.1	○	300,000		135,000		
39 高知県	H23.4.1	○	208,000		180,000		H23.4.1	●		29,000		25,000	H23.4.1	○	208,000		180,000		H23.4.1	○	208,000		104,000		
40 福岡県	H23.4.1	○	284,000		246,000		H23.4.1	●		35,500		30,700	H23.4.1	○	284,000		246,000		H23.4.1	○	246,000		90,000		
41 佐賀県	H23.4.1	○	200,000		172,000		H23.4.1	●		28,600		24,300	H23.4.1	○	200,000		172,000		H23.4.1	○	228,000		131,000		
42 長崎県	H8.10.1	○	237,000		198,000		H8.10.1	○	237,000		198,000		H8.10.1	○	237,000		198,000		H8.10.1	○	214,000		179,000		
43 熊本県	H22.4.1	◎	86,000	25,700	61,000	23,100	H22.4.1	◎	63,000	25,700	50,000	23,100	H22.4.1	◎	72,000	25,700	61,000	23,100	H22.4.1	◎	72,000	25,700	32,000	23,100	
44 大分県	H22.4.1	○	230,000		180,000		H22.4.1	●		30,000		24,600	H22.4.1	○	215,000		175,000		H22.4.1	○	210,000		130,000		
45 宮崎県	H24.1.1	◎	117,000	19,500	91,500	15,600	H24.1.1	◎	91,500	19,500	76,500	15,6													

都道府県名	公 安 委 員 会				労 働 委 員 会				収 用 委 員 会													
	適 用 年 月 日	区 分	委 員 長	委 員	適 用 年 月 日	区 分	会 長	公 益 委 員	勞 使 委 員	月 額	日 額	金 長										
			月 額	日 額			月 額	日 額				委 員										
1 北 海 道	H21.4.1	○	325,000		240,000		H23.4.1	○	334,700		281,300		261,900		H21.4.1	●		27,000		24,000		
2 青 森 県	H22.4.1	◎	98,000	20,000	89,000	18,000	H22.4.1	◎	98,000	20,000	84,000	18,000	75,000	18,000	H22.4.1	◎	36,000	20,000	32,000	18,000		
3 岩 手 県	H18.4.1	○	189,000		171,000		H18.4.1	○	189,000		166,000		151,000		H18.4.1	○	189,000		171,000			
4 宮 城 県	H18.4.1	○	241,000		202,000		H18.4.1	○	241,000		221,000		202,000		H18.4.1	○	206,000		171,000			
5 秋 田 県	H22.11.1	○	185,000		172,000		H22.11.1	◎	70,000	20,000	57,000	20,000	51,000	20,000	H22.11.1	◎	68,000	20,000	30,000	20,000		
6 山 形 県	H23.4.1	▲	192,000		25,900		H23.4.1	●		28,800		25,900		25,900		H23.4.1	●		28,800		25,900	
7 福 島 県	H7.10.1	○	241,000		210,000		H7.10.1	○	241,000		200,000		181,000		H7.10.1	○	151,000		127,000			
8 茨 城 県	H7.4.1	○	232,000		213,000		H7.4.1	○	232,000		208,000		200,000		H22.4.1	●		20,000		17,000		
9 栃 木 県	H20.1.1	○	194,000		177,000		H20.1.1	○	194,000		177,000		158,000		H20.1.1	○	103,000		83,000			
10 群 馬 県	H22.4.1	○	198,000		173,000		H22.4.1	○	198,000		188,000		173,000		H22.4.1	●		23,000		20,000		
11 埼 玉 県	H18.4.1	○	249,000		215,000		H18.4.1	○	249,000		215,000		190,000		H18.4.1	○	249,000		215,000			
12 千 葉 県	H5.10.1	○	263,000		240,000		H5.10.1	○	263,000		226,000		205,000		H5.10.1	○	240,000		203,000			
13 東 京 都	H23.4.1	○	528,000		432,000		H23.4.1	○	528,000		471,000		432,000		H23.4.1	○	528,000		432,000			
14 神 奈 川 県	H22.4.1	○	390,000		360,000		H22.4.1	●		41,400		37,600		37,600		H22.4.1	●		41,400		37,600	
15 新潟 県	H18.4.1	○	221,000		202,000		H18.4.1	○	221,000		202,000		173,000		H22.1.1	●		23,000		20,000		
16 富 山 県	H6.1.1	○	220,000		200,000		H23.4.1	●		29,000		25,000		24,000		H23.4.1	●		29,000		24,000	
17 石 川 県	H6.7.1	○	200,000		170,000		H6.7.1	○	200,000		170,000		150,000		H6.7.1	○	100,000		90,000			
18 福 井 県	H6.1.1	○	170,000		160,000		H6.1.1	○	170,000		160,000		140,000		H6.1.1	●		14,000		13,000		
19 山 梨 県	H23.4.1	●		35,000		31,500		H23.4.1	●		35,000		31,500		H23.4.1	●		12,700		11,300		
20 長 野 県	H20.4.1	○	245,000		192,000		H20.4.1	○	245,000		197,000		165,000		H20.4.1	●		23,700		15,600		
21 岐 阜 県	H23.4.1	○	220,000		190,000		H23.4.1	●		38,100		32,900		32,900		H23.4.1	●		38,100		32,900	
22 静 岡 県	H23.12.1	●		38,600		35,100		H23.12.1	●		38,600		35,100		35,100		H23.12.1	●		38,600		35,100
23 愛 知 県	H23.8.1	◎	180,000	26,000	160,000	24,000	H23.8.1	◎	180,000	26,000	163,000	24,000	146,000	24,000	H23.8.1	◎	139,000	26,000	114,000	24,000		
24 三 重 県	H23.4.1	◎	71,000	21,000	61,000	21,000	H23.4.1	◎	65,000	21,000	59,000	21,000	57,000	21,000	H23.4.1	◎	29,000	21,000	25,000	21,000		
25 滋 賀 県	H23.4.1	○	199,000		178,000		H23.4.1	●		27,800		24,700		24,700		H23.4.1	●		27,800		24,700	
26 京 都 府	H18.4.1	○	279,000		269,700		H18.4.1	○	279,000		269,700		251,100		H23.4.1	●		32,800		29,500		
27 大 阪 府	H4.4.1	○	365,000		310,000		H4.4.1	○	365,000		290,000		230,000		H4.4.1	○	365,000		290,000			
28 兵 庫 県	H4.5.1	○	330,000		290,000		H4.5.1	○	330,000		290,000		280,000		H4.5.1	○	310,000		270,000			
29 奈 良 県	H23.12.1	○	210,100		192,300		H23.12.1	○	210,100		200,100		192,300		H23.12.1	○	210,100		192,300			
30 和 歆 山 県	H18.7.1	○	192,000		169,000		H18.7.1	○	192,000		169,000		150,000		H18.7.1	○	80,000		70,000			
31 鳥 取 県	H24.1.1	○	190,000		155,000		H24.1.1	○	190,000		155,000		134,000		H24.1.1	●		25,800		21,900		
32 島 根 県	H23.4.1	○	225,000		185,000		H23.4.1	○	225,000		185,000		160,000		H23.4.1	●		38,400		32,000		
33 岡 山 県	H23.4.1	◎	45,000	35,000	35,000	30,000	H23.4.1	◎	45,000	35,000	35,000	30,000	30,000	30,000	H23.4.1	●		35,000		30,000		
34 広 島 県	H23.4.1	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	H23.4.1	◎	122,000	24,400	117,000	22,200	117,000	22,200	H23.4.1	◎	122,000	24,400	106,000	22,200		
35 山 口 県	H23.4.1	●		33,000		27,000		H23.4.1	●		33,000		27,000		27,000		H23.4.1	●		33,000		27,000
36 徳 島 県	H23.8.1	●		28,600		27,100		H23.8.1	●		28,600		27,100		27,100		H23.8.1	●		28,600		27,100
37 香 川 県	H23.8.1	○	191,000		180,000		H23.8.1	◎	41,000	30,000	38,000	28,000	31,000	28,000	H23.8.1	◎	41,000	30,000	38,000	28,000		
38 愛 媛 県	H22.11.1	○	200,000		180,000		H22.11.1	●		30,000		27,000		27,000		H22.11.1	●		30,000		27,000	
39 高 知 県	H23.4.1	○	208,000		180,000		H23.4.1	●		29,000		25,000		25,000		H23.4.1	●		29,000		25,000	
40 福 岡 県	H23.4.1	○	284,000		246,000		H23.4.1	●		35,500		30,700		27,400		H23.4.1	●		35,500		30,700	
41 佐 賀 県	H23.4.1	○	200,000		172,000		H23.4.1	●		28,600		24,300		24,300		H23.4.1	●		28,600		24,300	
42 長 崎 県	H8.10.1	○	237,000		198,000		H8.10.1	○	237,000		198,000		179,000		H8.10.1	○	104,000		86,000			
43 熊 本 県	H22.4.1	◎	72,000	25,700	61,000	23,100	H22.4.1	◎	73,000	25,700	61,000	23,100	55,000	23,100	H22.4.1	◎	43,000	25,700	36,000	23,100		
44 大 分 県	H22.4.1	○	215,000		175,000		H22.4.1	●		30,000		24,600		24,600		H22.4.1	●		30,000		24,600	
45 宮 崎 県	H24.1.1	◎	112,000	19,500	91,500	15,600	H24.1.1	◎	110,000	19,500	91,500	15,600	83,000	15,600	H24.1.1	◎	49,500	19,500	41,000	15,600		
46 鹿 尾 島 県	H8.4.1	○	230,000		193,000		H8.4.1	○	230,000		191,000		171,000		H8.4.1	○	72,000		60,000			
47 沖 縄 県	H20.4.1	○	214,000		181,000		H20.4.1	○	214,000		181,000		163,000		H20.4.1	○	214,000		181,000			

5 行政委員報酬のあり方に係る論点について

検討いただきたい事項	主な論点
1 支給形態のあり方	<ul style="list-style-type: none">○ 現在のあり方（内水面漁場管理委員会以外は月額報酬制）に対する評価○ 支給形態のあり方を検討するにあたり、考慮すべき要素とは何か<ul style="list-style-type: none">(例) • 勤務の実態• 職務の性質、職責• 活動の制限、精神的な負担 等○ どのような場合に、どのような支給形態が適切か○ 従来より日額報酬制の委員会との整合性
2 報酬額とその考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 報酬の水準はどうするか○ 支給対象とする業務の範囲

6 教育長の給与の状況等について

教育長とは

- 教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。
- 教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第1項及び第2項)
- 教育委員会の事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条)

教育長の身分

従来は文部大臣の承認を得て教育委員会が任命し、「一般職の地方公務員」の身分のみを有していたが、法律の改正により、平成12年4月以降は以下のとおりである。

- 教育委員会の委員である者のうちから教育委員会が任命
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項)
- 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条)
- 教育委員としては特別職の身分を有し、教育長としては一般職の地方公務員という身分を有する。
(地方公務員法第3条第3項)

教育長の給与

- 他の一般職に属する地方公務員とは別個に、地方公共団体の条例で定める。
(教育公務員特例法第16条第2項)

奈良県教育長の給与の現状

- 奈良県においては、一般職の職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表を適用し、教育委員会が知事と協議して定める旨、条例にて規定。一方、奈良県、岩手県、東京都以外の道府県においては、教育委員が特別職であることから、他の特別職と同様、条例において給料月額を規定している。
- 奈良県教育長の給与及び年収は、47都道府県中46位。奈良県内12市の教育長の給与水準と比べても、低額である。